

昭和50年度税制改正の要綱

(昭和50年1月24日)
(閣議決定)

最近における国民負担の状況に顧み、所得税について各種所得控除の引上げにより負担の調整を行うとともに、相続税について配偶者の負担を軽減し、併せて農地に対する相続税の納税猶予制度を設けるほか、相続税及び贈与税について一般的な負担の調整を行う。同時に、最近における経済社会情勢の変化に即応し、間接税の負担の適正化を図るため、酒税のうち従量税率の調整及び入場税の免税点の引上げを行う。

また、租税特別措置について、利子・配当課税の特例及び土地譲渡所得課税の特例等の見直しを初めとして、引続きその整理合理化を推進するとともに、他面、福祉対策、勤労者財産形成・住宅対策、中小企業対策、公害対策、資源対策、農林漁業対策その他に資するため所要の措置を講ずることとし、次の通り税制改正を行うものとする。

1. 所 得 税

(1) 人的控除の引上げ

中小所得者の所得税負担を軽減するため、人的控除を次の通り引上げる。

	現 行	改正案
基 礎 控 除	24万円	26万円
配 偶 者 控 除	24万円	26万円
扶 養 控 除	24万円	26万円

(2) 特別の人的控除の引上げ

福祉政策等の見地から、特別の人的控除を次の通り引上げる。

	現 行	改正案
障 害 者 控 除	16万円	20万円
特別障害者控除	24万円	28万円
老 年 者 控 除	16万円	20万円
寡 婦 控 除	16万円	20万円
勤 労 学 生 控 除	16万円	20万円
老人扶養控除（一般の扶養控除に代わるもの）	28万円	32万円

(3) 退職所得の特別控除の引上げ

30年勤続した場合の退職所得の非課税限度を1,000万円に引上げることを目途に、退職所得控除額を次の通り引上げる。

勤続年数	控 除 額
	現 行 改 正 案
20年まで	1年につき 20万円 1年につき 25万円

20年超 1年につき 40万円 1年につき 50万円

(4) 医療費控除の拡充

医療費支出の実情に即し、医療費控除の最高限度を200万円（現行100万円）に引上げるとともに、いわゆる足切限度のうちの定額基準を5万円（現行10万円）に引下げる。

(5) そ の 他

- ① 老年者控除の適用要件である所得限度額を1,000万円（現行500万円）に引上げる。
- ② 勤労学生控除の適用要件である所得限度額を46万円（現行40万円）に引上げる。
- ③ 山林所得、譲渡所得及び一時所得の特別控除額を50万円（現行40万円）に引上げる。
- ④ 資産所得について合算課税を行う場合の最低限度額を1,000万円（現行500万円）に引上げる。
- ⑤ 給与所得者が確定申告を要しない年間給与収入を1,000万円（現行800万円）に、給与以外のその他の所得を20万円（現行10万円）にそれぞれ引上げる。

2. 利子・配当課税の適正化

(1) 利子・配当所得の源泉分離選択課税制度について、選択税率を30%（現行25%）に引上げるとともに、適用期限を5年延長する。

(2) 次に掲げる特別措置の適用期限を5年延長する。

- ① 普通預金等の利子及び1銘柄年10万円以下の配当の確定申告不要制度
- ② 利子・配当に対する源泉徴収税率の軽減の特例
- ③ 少額国債の利子非課税制度

(3) 上記(1)の改正と関連し、割引債の償還差益に対する源泉分離課税の税率を12%（現行10%）に引上げるとともに、適用期限を5年延長する。

3. 土地譲渡所得課税の適正化

(1) 個人の土地譲渡所得課税の適正化

- ① 土地の短期譲渡所得の分離重課制度の適用期限を5年延長する。
- ② 土地の長期譲渡所得について、本則の2分の1総合課税に代えてとられている現行の分離比例課税制度を適用期限の到来とともに廃止し、5年間の時限措置として、
(イ) 特別控除後の譲渡益2,000万円以下の部分について

は、20%の税率により、

- (ハ) 特別控除後の譲渡益2,000万円超の部分については、譲渡益の4分の3を総合課税した場合の上積税額により、

それぞれ課税することとする。

(2) 譲渡所得の特別控除の拡充

① 譲渡所得の特別控除の引上げ

	現 行	改正案
(イ) 収用等の場合	2,000万円	3,000万円
(ロ) 居住用財産譲渡の場合	1,700万円	3,000万円
(ハ) 特定土地区画整理事業等の場合	1,000万円	2,000万円
(ニ) 特定住宅地造成事業等の場合	500万円	1,500万円
(ホ) 農地保有の合理化等の場合	250万円	500万円

② 譲渡所得の特別控除の適用対象範囲の拡大等

- (イ) 収用等の場合の3,000万円の特別控除の対象に次の場合を加える。

- ④ 土地区画整理事業の減価補償金により土地等が買取られる場合
- ⑤ 住宅街区整備事業による換地処分により換地、施設住宅又は施設住宅敷地に関する権利を取得する場合
- ⑥ 住宅街区整備事業による清算金（土地区画整理事業と同様に申出に基づく清算金を除く。）を取得する場合
- ⑦ 収用方式による第2種再開発事業のために土地等が買取られる場合
- ⑧ 農用地開発公団法の規定により換地、清算金等を取得する場合
- ⑨ 農業振興地域の整備に関する法律に基づく交換分合により土地等を取得する場合
- ⑩ 日本住宅公団等が行う50戸以上の一団地の住宅経営のために土地等が買取られる場合

- (ロ) 次の場合については、収用事業の認定を受けなくても、一定の手続により3,000万円の特別控除を適用することとする。

- ④ 住宅街区整備事業による土地の使用等により補償金を取得する場合
- ⑤ 第1種社会福祉事業用施設の用地として土地等が社会福祉法人に買取られる場合
- ⑥ 看護婦、准看護婦の養成施設の用地として土地等が国又は地方公共団体に買取られる場合
- ⑦ 高等学校用地として土地等が学校法人に買取られる場合
- ⑧ 通信施設用地として土地等が海上保安庁に買取られる場合
- ⑨ 自衛隊の設置する飛行場について公共施設拡張のために土地等が買取られる場合で、拡張後の面積が10ヘクタール以上であるとき

- (ハ) 特定土地区画整理事業等の場合の2,000万円の特別控除の対象に次の場合を加える。

- ④ 名勝又は天然記念物に係る土地が国又は地方公共団体に買取られる場合
- ⑤ 地方公共団体等が行う市街地再開発事業又は住宅街区整備事業のために土地等が買取られる場合
- ⑥ 保安林等に係る土地が国又は地方公共団体に買取られる場合

- (ニ) 特定住宅地造成事業等の場合の1,500万円の特別控除の対象に次の場合を加える。

- ④ 国土利用計画法に基づく地域開発保全整備計画に係る事業のために土地等が地方公共団体等を買取られる場合

- ⑤ 土地区画整理促進区域内、住宅街区整備促進区域内又は市街地再開発促進区域内の買取申出に係る土地等が地方公共団体等を買取られる場合

- ⑥ 特定土地区画整理事業による公営住宅等のための保留地の処分により対価を取得する場合

- ⑦ 日本道路公団の設置するトラックターミナル等の用に供するために土地等が買取られる場合

- ⑧ 新東京国際空港公団が行う空港周辺整備計画に係る事業のために第1種区域内の土地等が買取られる場合又は同公団が行う住宅の建設若しくは宅地の造成に関する事業のために土地等が買取られる場合

- (ホ) 特定民間住宅地造成事業の1,500万円の特別控除の適用要件を施行区域の面積30ヘクタール以上から1ヘクタール以上の宅地造成又は50戸以上の住宅建設用地に引下げる等緩和するとともに、適用期限を5年延長する。

- (ハ) 農業協同組合等の宅地等供給事業の1,500万円の特別控除の面積要件を撤廃する。

- (ロ) 農地保有合理化等の場合の500万円の特別控除の対象に次の場合を加える。

- ④ 農業振興地域の整備に関する法律の規定による交換分合で取得すべき土地を定めずに清算金を取得する場合

- ⑤ 森林組合等のあつせんにより林地保有の合理化のために土地を譲渡した場合

- ③ 特定の事業用資産の買換えの特例制度の適用期限を5年延長する。

- ④ 法人の土地譲渡益重課制度の適用除外措置の対象に、空港周辺整備機構又は新東京国際空港公団に対してその業務に直接必要な土地等を譲渡した場合を加える。

4. 相続税及び贈与税

(1) 相続税

① 課税最低限の引上げ

相続税の遺産に係る定額控除及び法定相続人比例控除を次の通り引上げる。なお、従来の配偶者控除について

は、配偶者の負担軽減措置に吸収する。

	現 行	改 正 案
定 額 控 除	600万円	2,000万円
法定相続人比例控除	120万円に法定相続人数を乗じた金額	400万円に法定相続人数を乗じた金額
配 偶 者 控 除	婚姻期間10年を超える1年につき60万円（最高600万円）	（配偶者の負担軽減措置②）に吸収する。

② 配偶者の相続税負担の軽減

配偶者の負担軽減措置を次の通り拡充する。

	現 行	改 正 案
(イ) 配偶者の法定相続分に対応する相続税の非課税（遺産額3,000万円の場合の法定相続分を限度とする。）	配偶者の相続財産のうち遺産額の3分の1相当額（その額より4,000万円の方が大きい場合には4,000万円）まで非課税	
(ロ) 婚姻期間10年超の配偶者が取得した遺産のうち、婚姻期間に応じ最高3,000万円まで非課税		

③ 税率の緩和

税率の適用区分を次の通り拡大するとともに、最高税率を70%から75%に上げる。

税率	現 行	改 正 案
10%	60万円以下の金額	200万円以下の金額
15	150万円	500万円
20	300万円	900万円
25	500万円	1,500万円
30	800万円	2,300万円
35	1,200万円	3,300万円
40	1,800万円	4,800万円
45	3,000万円	7,000万円
50	5,000万円	1億円
55	7,500万円	1億4,000万円
60	1億円	1億8,000万円
65	1億5,000万円	2億5,000万円
70	1億5,000万円を超える金額	5億円
75		5億円を超える金額

④ 障害者控除等の引上げ

障害者控除等を次の通り引上げる。

	現 行	改 正 案
障 害 者 控 除	70歳までの1年につき2万円（重度の心身障害者については4万円）	70歳までの1年につき3万円（重度の心身障害者については6万円）
未 成 年 者 控 除	20歳までの1年につき2万円	20歳までの1年につき3万円
死亡退職金の非課税限度	80万円に法定相続人数を乗じた金額	200万円に法定相続人数を乗じた金額
死亡保険金の非課税限度	150万円に法定相続人数を乗じた金額	250万円に法定相続人数を乗じた金額

⑤ 農地に対する相続税の納税猶予制度の創設

農地の相続人が農業を継続する場合に限り、農地価格

のうち恒久的に農業の用に供されるべき農地として取引される場合に通常成立すると認められる価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予し、次の相続まで又は納税猶予後20年間農業を継続した場合には、猶予税額の納付を免除することとする。

なお、これに準じ農地等の一括生前贈与の納期限の特例措置を納税猶予制度に切替えた上で存続させる。

⑥ 延納制度の拡充

延納制度を次の通り拡充する。

	現 行	改 正 案
遺産に占める不動産、同族非上場株式等の割合が50%以上の場合	延納税額のすべてにつき延納期間10年 利子税年6.0%	遺産に占める不動産、同族非上場株式等の割合が50%以上の場合 (イ) 不動産、同族非上場株式等に対応する延納税額につき延納期間15年 利子税年5.4% (ロ) その他の財産に対応する延納税額につき延納期間10年 利子税年6.0%

⑦ 土地評価審議会（仮称）の設置

土地の評価について一層の適正化を図るため、国税局ごとに土地評価審議会（仮称）を設置する。

(2) 贈 与 税

① 基礎控除の引上げ

基礎控除を60万円（現行40万円）に引上げる。

なお、贈与税における3年間の累積課税制度を廃止し、制度の簡明化を図る。

② 配偶者控除の引上げ

居住用不動産を配偶者に贈与した場合における配偶者控除を1,000万円（現行560万円）に引上げる。

③ 税率の緩和

税率の適用区分を次の通り拡大するとともに、最高税率を70%から75%に上げる。

税率	現 行	改 正 案
10%	30万円以下の金額	50万円以下の金額
15	50万円	70万円
20	70万円	100万円
25	100万円	140万円
30	140万円	200万円
35	200万円	280万円
40	300万円	400万円
45	400万円	550万円
50	700万円	800万円
55	1,000万円	1,300万円
60	1,500万円	2,000万円
65	3,000万円	3,500万円
70	3,000万円を超える金額	7,000万円
75		7,000万円を超える金額

④ 特別障害者に対する贈与税の非課税制度の創設

特別障害者の生活の安定に資するため、特別障害者を

受益者とする信託契約に基づき金銭、有価証券その他の財産が信託されたときは、3,000万円まで贈与税を非課税とする制度を創設する。

5. 間接税の負担の適正化

(1) 酒 税

① 税率の引上げ

清酒特級及び1級、ビール、果実酒類の一部、ウイスキー類特級及び1級、スピリッツ類、リキュール類並びに雑酒に対する従量税率をおおむね次の基準により引上げる。

種 類	現 行	改 正 案 (各1kl 当り)
清 酒		
特 級	285,400円	349,000円
1 級	174,300円	200,400円
ビ ー ル	106,000円	129,600円
果 実 酒 類		
果実酒（一定金額を超え るもの）	24,000円	29,300円
甘味果実酒 （アルコール分12度）	48,000円	58,700円
ウイスキー類		
特級（アルコール分43度）	929,600円	1,136,900円
1級（アルコール分40度）	429,600円	525,400円
スピリッツ類		
性状がウイスキー類類似の もの（アルコール分43度）	929,600円	1,136,900円
その他のもの （アルコール分37度）	148,000円	181,000円
リキュール類		
アルコール分15度以上で エキス分21度以上のもの （アルコール分15度）	150,000円	183,400円
その他のもの （アルコール分12度）	48,000円	58,700円
雑 酒		
発泡酒（麦芽重量が一定 量以上のもの）	106,000円	129,600円
その他の雑酒 （アルコール分12度）	48,000円	58,700円

② 納期限の延長制度の特例等

納期限の延長制度（1月以内）について、納付が著しく困難であると認められる場合には延長期間を2月以内とすることができるよう措置するとともに、未納税移出制度、検定制度その他の簡素化を行う。

(2) 入 場 税

映画の免税点を1,500円（現行100円）に、演劇等の免税点を3,000円（現行100円）にそれぞれ引上げるとともに、

税率を一律10%（現行5%及び10%）とする。

（注） 上記(1)①の改正は昭和50年5月1日から、(1)②及び(2)の改正は昭和50年4月1日から、それぞれ実施するものとする。

6. 租税特別措置

(1) 福祉対策等

- ① 老年者年金特別控除を78万円（現行60万円）に引上げる。
- ② 公益法人等の行う事業でその従事者が主として身体障害者等特定の者であるものについては法人税を課税しないこととする制度につき、特定の者の範囲を拡大し、65歳以上の老人及び母子家庭の母を加える。
- ③ 学校法人及び社会福祉法人の収益事業所得のうち非課税で公益事業等に充てることができる金額の範囲を拡大する。
- ④ 共同募金会を通じて行う社会福祉法人の第1種社会福祉事業に対する指定寄付金の使途に運営費を含める。
- ⑤ 日本育英会に対する寄付金を指定寄付金に追加する。
- ⑥ 障害者を雇用する場合の割増償却制度の適用期限を2年延長する。

(2) 勤労者財産形成・住宅対策

- ① 住宅貯蓄控除の控除割合及び控除限度額を次の通り引上げる。

	現 行	改 正 案
	控除 控 除 割合 限度額	控除 控 除 割合 限度額
財形住 7年以上のもの	8% 4万円	10% 5万円
宅貯蓄 7年以上のもの	6% 3万円	8% 4万円
一般住宅貯蓄	4% 2万円	6% 3万円

- ② 勤労者財産形成促進法の一部改正に伴い、次の措置を講ずる。

(イ) 事業主が特定の契約に基づき勤労者のために金融機関に拠出金を拠出し、当該金融機関が一定の据置期間経過後拠出金及びその運用益の全額を勤労者に一時金として支払うこととする場合について、課税上次のように取扱うこととする。

- ④ 拠出時においては、拠出金を事業主の損金に算入し、勤労者に対する所得税課税は行わない。
- ⑤ 拠出金及びその運用益に対しては、税率1%の特別法人税の課税を行うにとどめ、通常の法人税又は所得税は課税しない。
- ⑥ 勤労者が受ける一時金は一時所得とする。

(ロ) 勤労者財産形成貯蓄利子非課税制度の適用対象に郵便貯金並びに特定の生命保険、簡易生命保険及び生命共済を加えるとともに、勤労者が転職した場合についても、一定期間内に所要の手続きをとることを条件として、引続き制度を適用することとする。

(ハ) 地方住宅供給公社の積立分譲契約並びに日本住宅公団の宅地債券及び特別住宅債券等の購入契約を財形住

宅貯蓄契約の範囲に加える。

③ 新築貸家住宅の割増償却制度について、その対象範囲を合理化したうえ、適用期限を2年延長する。

④ 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。

(イ) 住宅取得控除制度

(ロ) 新築住宅に係る保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置

(3) 中小企業対策

① 白色申告者の専従者控除を40万円（現行30万円）に引上げる。

② 簡易帳簿により青色申告ができる所得限度額（現行製造業等500万円）を撤廃する。

③ 同族会社の留保所得課税について、定額控除を1,500万円（現行1,000万円）に引上げる。

④ 中小企業構造改善計画について、次の措置を講ずる。

(イ) 商工組合等の構成員が負担する試験研究費賦課金について、任意償却を認めるとともに、増加試験研究費の税額控除の対象に追加し、商工組合等が取得した試験研究用資産について圧縮記帳の特例を適用する。

(ロ) 商工組合等の構成員が合併又は現物出資した場合の課税の特例制度について、その適用範囲を拡大したうえ、適用期限を2年延長する。

(ハ) 商工組合等の特定業種に属する構成員の割増償却制度の適用期限を2年延長する。

⑤ 中小企業新分野発展計画について、次の措置を講ずる。

(イ) 商工組合等の構成員が負担する試験研究費賦課金について、中小企業構造改善計画の場合と同様の措置を講ずる。

(ロ) 事業を転換する特定の中小企業者等の施設の償却の特例制度の対象に、商工組合等の構成員が特定の施設を廃棄又は譲渡する場合を追加する。

⑥ 中小企業構造改善等事業用共同施設の特別償却制度の対象施設のうち、福利厚生施設の償却率を5分の1（現行10分の1）に引上げる。

⑦ 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。

(イ) 海外市場開拓準備金制度

(ロ) 協業のため現物出資した場合の課税の特例制度

(ハ) 商工組合中央金庫の融資及び信用保証協会の債務保証に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置

(4) 公害対策

① 昭和51年度の自動車排出ガスに係る保安基準に適合する乗用自動車に対する物品税について、その課税標準を昭和50年度においては4分の1、昭和51年4月1日以降上記の保安基準に適合しない乗用自動車の生産が認められる期間の終了する6月前までの間においては8分の1（窒素酸化物の排出量が1キロメートル走行当り平均値で0.6グラムを超えるものにあつては10分の1）それぞれ

減額する。

② 電気を動力源とする乗用自動車で、上記①の保安基準に適合する乗用自動車と同種のものに対する物品税について、その課税標準を上記①の措置が適用される期間2分の1減額する。

③ 公害防止用設備及び廃棄物再生処理用設備の特別償却制度について、対象となる設備の範囲を拡大するとともに、公害防止用設備及び無公害化生産設備の特別償却制度について、対象となる設備のうち適用期限の到来するものにつきその期限を2年延長する。

④ 事業協同組合等が公害防止事業団から譲受けた土地を再譲渡する場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる組合員等を中小企業者に限定したうえ、その適用期限を2年延長する。

(5) 資源対策

① 探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除制度の対象に、国内において主として鉱業を営む法人の海外自主開発鉱山からの引取鉱石に係る採掘所得を追加する。

② 海外投資等損失準備金制度について、対象資源等の拡充を行う。

③ 省エネルギー設備について、初年度3分の1の特別償却制度を創設する。

④ 原油備蓄施設の割増償却制度について、所要の合理化を図るとともに、適用期限を2年延長する。

⑤ 鉱業用坑道等の特別償却制度について、対象資産の範囲を拡大し、適用期限を2年延長する。

(6) 農林漁業対策

① 農業振興地域内の農地等（宅地を除く。）を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その適用期間を農業振興地域整備計画の決定の日から10年（現行5年）以内とする。

② 農業振興地域の整備に関する法律に基づく交換分合により取得する農地等の移転登記に対する登録免許税の税率を2年間1,000分の6（本則1,000分の50）に軽減する。

③ 異常危険準備金の対象とされる農業協同組合連合会の正味収入共済掛金の計算方法を合理化する。

④ 森林計画特別控除制度の控除限度額は、山林についての災害処理費用を必要経費から除外して計算することとするとともに、その適用期限を2年延長する。

⑤ 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。

(イ) 農業協同組合等の留保所得の特別控除制度

(ロ) 農業生産法人に現物出資した場合の納期限の特例制度

(ハ) 計画造林準備金制度及び造林費の特別償却制度

(ニ) 沖縄の中小漁業者の漁船の割増償却制度及び合併又は現物出資した場合の課税の特例制度

(ホ) 農地等の一括生前贈与による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置

- (ハ) 農業生産法人に対する現物出資による農地等の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置
 - (ロ) 農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び林業信用基金の受ける抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置
 - (ヘ) 入会林野整備等に係る土地等の現物出資による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置
- (7) その他の措置
- ① 重要文化財を地方公共団体に譲渡した場合の譲渡所得は、国に譲渡した場合と同様に非課税とする。
 - ② 高圧ガス保安設備について、初年度3分の1の特別償却制度を創設するとともに、火災による人身被害防止設備の特別償却制度及び製品安全検査用設備の特別償却制度について、対象となる設備の範囲を拡大する。
 - ③ 民生関連設備の特別償却制度の対象設備のうち適用期限の到来するものについて、その期限を2年延長する。
 - ④ 漁業公害対策基金、木材備蓄基金、商品取引債務補償基金等で一定の要件を充すものに対する負担金について、課税の特例措置を講ずる。
 - ⑤ 一定の民間外貨借入金の利子等を非課税とする。
 - ⑥ 発電用等ナフサ及びゴムの溶剤用等揮発油に対する揮発油税及び地方道路税の特定用途免税措置について、適用期限を3年延長する。
 - ⑦ 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。
 - (イ) 船舶の特別償却制度
 - (ロ) 産炭地域等における工業用機械等の特別償却制度
 - (ハ) 電子計算機買戻損失準備金制度
 - (ニ) 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法に基づく承認を受けて合併又は現物出資を行つた場合の課税の特例制度
 - (ホ) 年金福祉事業団の住宅資金等融資に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置

- (ヘ) 交際費の損金不算入制度
- (8) 既存の特別措置の整理合理化
- ① 海外投資等損失準備金制度について、先進地域に対する投融資で資源開発以外のものに係る制度を廃止する。
 - ② 公共工事前払金保証事業会社の異常危険準備金制度を所要の経過措置を講じたいえ廃止する。
 - ③ 林業構造改善のための市町村のあつせんによる林地の交換による所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置を廃止する。
 - ④ 価格変動準備金制度について、後入先出法により評価しているたな卸資産をその対象から除外するとともに、価格変動の著しい物品の整理を行う。
 - ⑤ 商品取引責任準備金制度及び証券取引責任準備金制度について、その積増しを停止したうえ、適用期限を3年延長する。
 - ⑥ 外国船舶の裸用船料に対する源泉徴収不適用制度を所要の経過措置を講じたいえ適用期限の到来とともに廃止し、10%の軽減税率（本則20%）による源泉徴収を行うこととする。
 - ⑦ 外航船舶の保存登記及び抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、その税率を保存登記の場合は1,000分の2.5（現行1,000分の2）に、抵当権の設定登記の場合は1,000分の3（現行1,000分の2.5）にそれぞれ引上げるとともに、適用期限を2年延長する。

7. その他税制の整備

商法の改正に伴い、法人税の申告・納付制度等について整備を図るほか、所要の税制の整備を行う。

（備考） 社会保険診療報酬課税の特例措置の改善合理化は、次回診療報酬改訂と同時に実施する。

(別表)

昭和50年度税制改正による増(+)減収見込額

(単位 億円)

改 正 事 項		平 年 度	初 年 度
所得税の減税			
1 人的控除の引上げ		1,820	1,950
2 障害者控除等の特別の人的控除の引上げ, 退職所得の特別控除の引上げ等		390	370
3 白色申告者の専従者控除の引上げ		190	160
計		2,400	2,480
利子・配当課税の適正化		+ 550	+ 100
相続税・贈与税の減税		2,980	620
酒税の税率の引上げ		+ 1,320	+ 1,070
入場税の免税点の引上げ		120	110
そ の 他			
1 海外投資等損失準備金の縮減等既存の租税特別措置の整理合理化		+ 90	+ 50
2 勤労者財産形成・住宅対策, 中小企業対策等の拡充		180	60
計		90	10
合 計		3,720	2,050

(参 考)

表1 自然増収額に対する減税額の割合の累年比較

(単位 億円, %)

区 分	国税(一般会計)			う ち 所 得 税					地 方 税			国税, 地方税計		
	自 然 増収額	減税額	割 合	自 然 増収額	一般的 減税額	割 合	差 引 減税額	割 合	自 然 増収額	減税額	割 合	自 然 増収額	減税額	割 合
34年度	1,086	133	12.2	580	379	65.3	309	53.3	353	63	17.8	1,439	196	13.6
35	2,096	+ 58	+ 2.8	590	-	-	-	-	927	106	11.4	3,023	48	1.6
36	3,930	648	16.5	965	631	65.4	611	63.3	1,448	58	4.0	5,378	706	13.1
37	4,807	987	20.5	1,968	414	21.0	433	22.0	1,782	345	19.4	6,589	1,332	20.2
38	3,131	499	15.9	1,973	277	14.0	591	30.0	1,386	165	11.9	4,517	664	14.7
39	6,826	836	12.2	2,017	620	30.7	655	32.5	2,670	409	15.3	9,496	1,245	13.1
40	4,647	813	17.5	2,740	802	29.3	571	20.8	2,187	142	6.5	6,834	955	14.0
41	1,190	2,090	175.6	1,893	1,320	69.7	1,344	71.0	1,199	406	33.9	2,389	2,496	104.5
42	7,353	803	10.9	2,245	1,084	48.3	901	40.1	3,401	201	5.9	10,754	1,004	9.3
43	9,476	550	5.8	3,924	1,050	26.8	1,050	26.8	4,411	349	7.9	13,887	899	6.5
44	11,905	1,503	12.6	5,855	1,503	25.7	1,507	25.7	5,853	869	14.8	17,758	2,372	13.4
45	13,771	1,768	12.8	6,480	2,461	38.0	2,431	37.5	6,628	878	13.2	20,399	2,646	13.0
46	14,965	1,387	9.3	6,948	1,666	24.0	1,674	24.1	7,606	804	10.6	22,571	2,191	9.7
47	[8,262]	[2,482]	[30.0]	[8,462]	[2,530]	[29.9]	[2,776]	[32.8]	-	-	-	[12,292]	[3,393]	[27.6]
	5,732	+ 48	+ 0.8	5,932	-	-	246	4.1	4,030	911	22.6	9,762	863	8.8
48	25,656	3,355	13.1	11,596	3,150	27.2	3,191	27.5	13,035	1,232	9.5	38,691	4,587	11.9
49	36,854	10,020	27.2	19,981	14,500	72.6	14,810	74.1	18,218	1,732	9.5	55,072	11,752	21.3
50	[42,330]	[6,550]	[15.5]	[25,350]	[6,980]	[27.5]	[6,890]	[27.2]	-	-	-	[63,833]	[11,160]	[17.5]
	37,830	2,050	5.4	20,850	2,480	11.9	2,390	11.5	21,503	4,610	21.4	59,333	6,660	11.2

- (備考) 1. 自然増収額は各年度の当初予算における税収見込額(税制改正前)の前年度当初予算額に対する増加額である。
2. 減税額は、各年度の当初予算における税制改正による初年度減収額(+)は増収額)である。なお、昭和46年度の所得税の年内減税による減税額は、46年度には計上していない。昭和47年度の欄の〔 〕書は、年内減税による減税額を加えたものである。また、50年度の欄の〔 〕書は、49年度所得税減税の平年度化額4,500億円を加えたものである。
3. 昭和37年度に行われた税源配分による増減収額は、国、地方とも増減税額から除いており、また、昭和37年度の入場税の特別会計から一般会計への振替による増収額及び42及び47年度の原油油関税の税源振替による増減収額についても増減税額から除いてある。
4. 住民税所得割のうち所得税減税のはね返し分は、税の性質上実施が1年遅れになっているので、改正を行つた年度には計上せず、翌年度(実施年度)に計上(自然増収額と減税額の両方に同額を計上)している。
5. 地方税の昭和39年度及び40年度は、個人市町村民税の減税のうち計画外収入に係る分(76億円, 78億円)を自然増収額, 減税額の双方に含めている。
6. 地方税の昭和45年度減収額には、45年度における土地の評価替に伴い、評価額により課税する制度に代えて、新たな負担調整措置を設けたことによる都市計画税の減収額が含まれている。

表2 国民所得に対する租税負担率

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			負 担 率		
		国 税	地 方 税	計	国 税	地 方 税	計
昭和 9～11年度…	百万円 14,372 億円	百万円 1,226 億円	百万円 629 億円	百万円 1,855 億円	% 8.5	% 4.4	% 12.9
27……………	52,159	8,430	3,078	11,508	16.2	5.9	22.1
28……………	60,015	9,425	3,361	12,786	15.7	5.6	21.3
29……………	65,917	9,341	3,659	13,000	14.2	5.6	19.7
30……………	72,985	9,369	3,815	13,184	12.8	5.2	18.1
31……………	81,734	10,868	4,499	15,367	13.3	5.5	18.8
32……………	93,547	12,018	5,272	17,290	12.8	5.6	18.5
33……………	96,161	11,908	5,440	17,348	12.4	5.7	18.0
34……………	110,233	13,724	6,109	19,833	12.4	5.5	18.0
35……………	132,691	18,015	7,442	25,457	13.6	5.6	19.2
36……………	157,551	22,277	9,065	31,342	14.1	5.8	19.9
37……………	177,298	23,907	10,567	34,474	13.5	6.0	19.4
38……………	206,271	27,317	12,129	39,446	13.2	5.9	19.1
39……………	233,904	31,592	13,996	45,588	13.5	6.0	19.5
40……………	261,169	32,797	15,494	48,291	12.6	5.9	18.5
41……………	305,035	36,630	17,686	54,316	12.0	5.8	17.8
42……………	362,092	43,968	21,495	65,463	12.1	5.9	18.1
43……………	428,487	53,238	25,801	79,039	12.4	6.0	18.4
44……………	498,159	64,554	30,902	95,456	13.0	6.2	19.2
45……………	591,410	77,754	37,507	115,261	13.1	6.3	19.5
46……………	658,982	84,439	42,358	126,797	12.8	6.4	19.2
47……………	764,452	104,006	50,044	154,050	13.6	6.5	20.2
48……………	916,948	140,478	64,913	205,391	15.3	7.1	22.4
49(見込)……	1,150,600	160,519	81,300	241,819	14.0	7.1	21.0
50(予算)……	1,339,400	182,217	89,600	271,817	13.6	6.7	20.3

(備考) 1. 国税には特別会計分及び専売納付金を含み、昭和48年度までは決算額、49年度見込は補正後予算額によつた。
2. 地方税は昭和48年度までは決算額、49年度及び50年度は見込額である。

表3 直接税及び間接税等の比率

年 度	総 額		直 接 税		間 接 税 等	
		比 率		比 率		比 率
昭和 9～11年度……………	百万円 1,226 億円	% 100.0	百万円 427 億円	% 34.8	百万円 799 億円	% 65.2
27……………	8,430	100.0	4,757	56.4	3,673	43.6
28……………	9,425	100.0	5,073	53.8	4,352	46.2
29……………	9,341	100.0	4,962	53.1	4,379	46.9
30……………	9,369	100.0	4,811	51.4	4,558	48.6
31……………	10,868	100.0	5,767	53.1	5,101	46.9
32……………	12,018	100.0	6,289	52.3	5,729	47.7
33……………	11,908	100.0	5,803	48.7	6,105	51.3
34……………	13,724	100.0	6,818	49.7	6,906	50.3
35……………	18,015	100.0	9,784	54.3	8,231	45.7
36……………	22,277	100.0	12,277	55.1	10,000	44.9
37……………	23,907	100.0	13,815	57.8	10,092	42.2
38……………	27,317	100.0	15,826	57.9	11,491	42.1
39……………	31,592	100.0	18,467	58.5	13,125	41.5
40……………	32,797	100.0	19,416	59.2	13,381	40.8
41……………	36,630	100.0	21,718	59.3	14,912	40.7
42……………	43,968	100.0	26,624	60.6	17,344	39.4
43……………	53,238	100.0	32,826	61.7	20,412	38.3
44……………	64,554	100.0	41,174	63.8	23,380	36.2
45……………	77,754	100.0	51,344	66.0	26,410	34.0
46……………	84,439	100.0	56,559	67.0	27,880	33.0
47……………	104,006	100.0	70,403	67.7	33,603	32.3
48……………	140,478	100.0	101,609	72.3	38,869	27.7
49(見込)……	160,519	100.0	118,860	74.0	41,659	26.0
50(予算)……	182,217	100.0	133,970	73.5	48,247	26.5

(備考) 1. 本表は国税について作成したものであり、その範囲等については表2備考1.参照。

2. 直接税、間接税等の区分は下記による。

直 接 税 ……所得税、法人税、会社臨時特別税、相続税、富裕税、再評価税、地租、営業収益税、資本利子税、鉱業税、臨時利得税、旧税及び
還付税収入
間 接 税 等 ……直接税以外のもの